

改革ってナンのコト!?

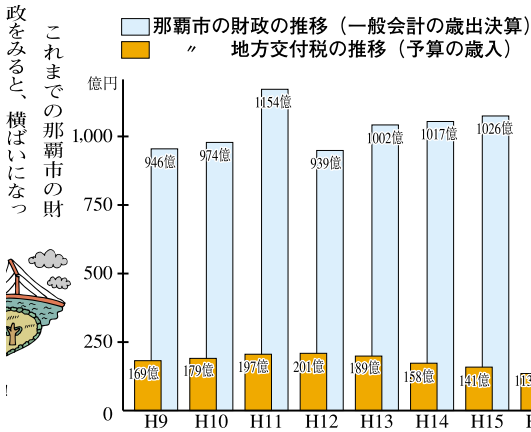
本来の三位一体改革を進めることで、私たちのまちは変わります。

最近、よく耳にする「三位一体の改革」。みなさんは、政府と地方自治体だけの問題と思つていませんか。

本来、「三位一体の改革」は、地域のことは地域の自治体が決めるという「地方分権」をすすめるため、国と地方の借金を減らすための方策なのです。

国や県の権限が市に移ることで、税金の使い道が、身近な市役所で決められ、一律で画一的な国庫補助負担金にともなうムダをはぶき、地域の実情にあつた福祉の充実やまちづくりを進めることができるのです。

ここでは、市民のみなさんに「三位一体の改革」のあらましとして、那覇市の財政への影響を紹介します。また、今後の行政改革や市町村合併など、市政運営を知るための参考にしていただきたいと思います。



で、その改革の中身をほつとて。



三位一体改革とは、①「税源の移譲」②「国庫補助・負担金の廃止・縮減」③「地方交付税の見直し」の3つをバランスよく進めるということです。

三位一体改革の具体的な内容

「地方分権」という言葉をご存知でしょうか？
今まで国が持っていた権限や財源を県や市町村に移して、地域のことば地域で決められるようにするということです。

平成12年に「地方分権一括法」という法律で、具体的に進められてきましたが、その権限は移したものの財源までを移すには、至りませんでした。

そこで、地方分権をもっと進めるために「三位一体の改革」を打ち出したのです。

所得税として国に納めていた税金を減らして、地方に納める地方税を増やしましょう(①税源の移譲)、そのかわり使い道に色々とうるさい、国庫補助負担金の廃止や縮減をしましょう(②国庫補助・負担金の廃止・縮減)、ということなのです。

しかし、国税を地方税に移したことで、簡単に市の税金の収入は増やすことはできません。地方によっては、高齢者が多い自治体や、大企業がある経済が活発な自治体などいろいろで、地方税の収入はバラつきがあります。そのバラつきを調整するのが、地方交付税交付金なのですが、その額を見直していこうというものです。

だから、地方でも行政改革や合併をすることで、経費を切り詰めてください!ということなのです。

(③地方交付税の見直し)
三位一体改革は、平成16年4月から開始され、国は地方全体に払う補助金を平成18年度までに約4兆円削減・廃止を行います。それに代わる税源の移譲は、今年度、半分以下の予算にとどまり、地方の自治体では財源不足になってしまいました。さらには、地方交付税も定額で



那覇市はこれからどうなるの?



こうして、今年度の予算は何とか組み合わせることができたものの、政府は来年度も三位一体改革をいっそう進めようとしています。

今年度以上に交付税が削減されたり、負担金が減らされてもそれに代わる税源の移譲がされなかつたとしたら、頼みの貯金もほとんど使い果たしてしまつた那覇市には、あとは何十億円ものサービスと経費のカットという最後の手段しか残されていないこととなります。いえ、全国の自治体の多くも、同じように厳しい対応を求められているのです。

三位一体改革が、予想を超えるスピードで進んでいることには戸惑いがあるものの、国と地方の借金を減らし、あわせて地方分権を推進していくという目的そのものも重要です。

なぜならこの目的には、納税者である国民のみなさんが賛同していると思われるからです。それだからこそ、県内県外の多くの自治体も、不安を抱えつつも、懸命にこの改革をすすめていこうとしているものと考えています。

そんななか那覇市では、向こう3年間は続くと思われる三位一体改革を乗り切り、あわせて「公共サービスの最大の担い手として市民が安心して頼れるつよい那覇市」に生まれ変わるために、様々な検討をしていきます。

他市町村では、次のような取り組みで行われており、那覇市でも参考にしたいと考えています。

- ① 給与の見直し、経費の削減などの効率化の推進
- ② 業務改善、合理化の推進
- ③ 行政サービスの見直し、役所と市民との役割分担、協働関係の再確認
- ④ 那覇市の魅力を高める新しい政策可能性「市町村合併」の検討
- ⑤ 税源移譲をはじめとした国・県のルール遵守の要請

市民のみなさんにも、



豆知識



「地方税」とは
市民のみなさんが住んでいる市役所自治体に納める「市民税」「軽自動車税」「固定資産税」など

「地方交付税交付金」とは
地方税の収入不足をカバーし、すべての自治体が定のサービスを提供できるように国から配分されるお金のことで、使い道に制限はありません。自治体によって経済が活発で、労働者が多いところは、地方税の収入が多いので、地方交付税をもらわない自治体もありますが、9割の自治体が地方交付税をもらっています。

「国庫補助負担金」とは
国庫負担金および国庫補助金のこと。で、細かく使い道が決まっています。地方は自由に使うことができないお金です。地方が一番必要だと思つたことに、お金をまわすことはできません。

国庫負担金は、国が地方に対して、一定の事業に必要な経費のうち、国が負担する定額のお金です(例:生活保護費、児童扶養手当、保育所の運営費など)。

国庫補助金は、国が自治体に対して、特定の事業を奨励する際に出されるお金(例:市営住宅、学校、公園の建設費など)。

「一般会計」とは
教育、社会福祉、土木、消防など行政サービスを行う基本的なお金。

「財政調整基金」とは
年度間の財源の不均衡を調整するために設けられるお金。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な収支差に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出を余儀なくされたり、予期しない支出に備え、財源に余裕のある年度に積立をしています。

「減債基金」とは
地方債などの借金を円滑にして返済するために備えた、積立金。

地方分権が進むと
毎年、同じような道路を掘り起こしているように見える道路工事。実情